

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 燃料小売業物質別集計表)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	469	6	5,745,030	6	890	0	5,744,140
1	80	キシレン	564	2	55,532,600	2	224,050	0	55,308,550
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	565	1	39,507,510	4	266,550	0	39,240,960
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	455	7	3,957,170	7	0	0	3,957,170
1	300	トルエン	500	3	135,888,900	1	10,900	0	135,878,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	498	4	43,904,250	3	4,850	0	43,899,400
1	400	ベンゼン	491	5	8,215,970	5	600	0	8,215,370
1	438	メチルナフタレン	10	8	114,800	8	23,000	0	91,800
		合計	—	—	292,866,230	—	530,840	0	292,335,390

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。